

公 告

令和5年産の麦に適用する1キログラム当たり共済金額の改正について事業規程第38条の規定により別紙のとおり公告する。

富農共第2173号

令和5年3月31日

富山県農業共済組合

組合長理事 森 雅志

改 正 後

現 行

地域区分	富山県	1キログラム当たり実済金額の範囲
1類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦 1.38円 1.13円 65円 40円 8円 1.89円 89円 8.9円 4.0円 8円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 1.04円 97円 81円 65円 48円 32円 種子麦 1.75円 161円 1.43円 1.25円 1.07円 90円 36円 対象麦及び種子麦以外の麦 1.6円 1.2円 8円	1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円
2類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦 1.83円 1.68円 1.43円 1.19円 95円 70円 23円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 1.33円 1.26円 1.10円 94円 78円 62円 23円 種子麦 2.02円 182円 162円 141円 121円 101円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦 4.6円 3.5円 2.3円	4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円
3類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦(秋まき) 1.53円 1.38円 1.13円 89円 65円 40円 8円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦(秋まき) 1.04円 97円 81円 65円 48円 32円 8円 種子麦(秋まき) 1.75円 161円 1.43円 1.25円 1.07円 90円 36円 対象麦及び種子麦以外の麦(秋まき) 1.6円 1.2円 8円	1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円
4類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦(春まき) 1.83円 1.68円 1.43円 1.19円 95円 70円 23円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦(春まき) 1.33円 1.26円 1.10円 94円 78円 62円 23円 種子麦(春まき) 2.02円 182円 162円 141円 121円 101円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦(春まき) 4.6円 3.5円 2.3円	4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円
5類	対象麦 1.20円 1.14円 95円 76円 56円 37円 9円 ビール麦 1.39円 1.29円 1.14円 100円 86円 72円 29円 種子麦 2.02円 183円 162円 142円 122円 102円 41円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 1.8円 1.4円 9円	1.8円 1.4円 18円 37円 9円 1.8円 1.4円 18円 37円 9円 1.8円 1.4円 18円 37円 9円 1.8円 1.4円 18円 37円 9円
6類	対象麦 1.31円 1.22円 1.01円 81円 60円 39円 9円 ビール麦 1.37円 1.24円 1.10円 97円 83円 69円 28円 種子麦 2.12円 191円 170円 148円 127円 106円 42円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 1.8円 1.4円 9円	1.8円 1.4円 18円 39円 9円 1.8円 1.4円 18円 39円 9円 1.8円 1.4円 18円 39円 9円 1.8円 1.4円 18円 39円 9円

地域区分	富山県	1キログラム当たり実済金額の範囲
1類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦 1.62円 1.38円 1.13円 89円 65円 40円 8円 1.62円 1.38円 1.13円 89円 65円 40円 8円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 1.13円 97円 81円 65円 48円 32円 8円 種子麦 1.79円 161円 1.43円 1.25円 1.07円 90円 36円 対象麦及び種子麦以外の麦 1.6円 1.2円 8円	1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円
2類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦 1.92円 1.68円 1.43円 1.19円 95円 70円 23円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 1.42円 1.26円 1.10円 94円 78円 62円 23円 種子麦 2.02円 182円 162円 141円 121円 101円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦 4.6円 3.5円 2.3円	4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円
3類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦(秋まき) 1.62円 1.38円 1.13円 89円 65円 40円 8円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦(秋まき) 1.13円 97円 81円 65円 48円 32円 8円 種子麦(秋まき) 1.79円 161円 1.43円 1.25円 1.07円 90円 36円 対象麦及び種子麦以外の麦(秋まき) 1.6円 1.2円 8円	1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円 1.6円 1.2円 16円 40円 8円
4類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦(春まき) 1.92円 1.68円 1.43円 1.19円 95円 70円 23円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦(春まき) 1.42円 1.26円 1.10円 94円 78円 62円 23円 種子麦(春まき) 2.02円 182円 162円 141円 121円 101円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦(春まき) 4.6円 3.5円 2.3円	4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円 4.6円 3.5円 2.3円
5類	対象麦 1.33円 1.14円 95円 76円 56円 37円 9円 ビール麦 1.43円 1.29円 1.14円 100円 86円 72円 29円 種子麦 2.03円 183円 162円 142円 122円 102円 41円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 1.8円 1.4円 9円	1.8円 1.4円 18円 37円 9円 1.8円 1.4円 18円 37円 9円 1.8円 1.4円 18円 37円 9円 1.8円 1.4円 18円 37円 9円
6類	対象麦 1.43円 1.22円 1.01円 81円 60円 39円 9円 ビール麦 1.38円 1.24円 1.10円 97円 83円 69円 28円 種子麦 2.12円 191円 170円 148円 127円 106円 42円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 1.8円 1.4円 9円	1.8円 1.4円 18円 39円 9円 1.8円 1.4円 18円 39円 9円 1.8円 1.4円 18円 39円 9円 1.8円 1.4円 18円 39円 9円

改 正 後

7類	対象麦(秋まき)	114円	95円	76円	56円	37円	18円	14円	9円
8類	ビール麦(秋まき)	120円	114円	100円	86円	72円	57円	43円	29円
	種子麦(秋まき)	139円	129円	114円	100円	86円	72円	43円	29円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦(秋まき)	183円	162円	142円	122円	102円	81円	61円	41円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦(秋まき)	202円	183円	162円	142円	122円	102円	81円	61円
	対象麦(春まき)	18円	14円	9円	9円	9円	9円	9円	9円
	対象麦(春まき)	131円	122円	101円	81円	60円	39円	14円	9円
	ビール麦(春まき)	137円	124円	110円	97円	83円	69円	41円	28円
	種子麦(春まき)	191円	170円	148円	127円	106円	85円	64円	42円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦(春まき)	212円	191円	170円	148円	127円	106円	85円	64円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦(春まき)	18円	14円	9円	9円	9円	9円	9円	9円
9類	対象麦	136円	125円	106円	86円	66円	47円	27円	14円
10類	対象麦	148円	130円	108円	86円	64円	42円	20円	10円
11類	種子麦	248円	223円	198円	174円	149円	99円	74円	50円
	対象麦及び種子麦以外の麦	27円	20円	14円	14円	14円	14円	14円	14円
12類	対象麦	148円	130円	108円	86円	64円	42円	20円	10円
13類	対象麦	163円	143円	118円	94円	69円	45円	15円	10円
14類	種子麦	216円	195円	174円	152円	130円	109円	87円	65円
	対象麦及び種子麦以外の麦	20円	15円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
16類	対象麦(裸麦)	163円	143円	118円	94円	69円	45円	15円	10円
	種子麦(裸麦)	218円	197円	175円	153円	131円	110円	88円	66円
	対象麦及び種子麦以外の麦(裸麦)	20円	15円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

備考：この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
 1 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であつて、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
 2 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
 3 この表において「ビール麦」とは、ビール用の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
 4 この表において「裸麦」とは、ビール用の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。

現 行

7類	対象麦(秋まき)	114円	95円	76円	56円	37円	18円	14円	9円
8類	ビール麦(秋まき)	133円	129円	114円	100円	86円	72円	43円	29円
	種子麦(秋まき)	143円	129円	114円	100円	86円	72円	43円	29円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦(秋まき)	203円	183円	162円	142円	122円	102円	81円	61円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦(秋まき)	203円	183円	162円	142円	122円	102円	81円	61円
	対象麦(春まき)	18円	14円	9円	9円	9円	9円	9円	9円
	対象麦(春まき)	143円	122円	101円	81円	60円	39円	14円	9円
	ビール麦(春まき)	138円	124円	110円	97円	83円	69円	41円	28円
	種子麦(春まき)	212円	191円	170円	148円	127円	106円	85円	64円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦(春まき)	212円	191円	170円	148円	127円	106円	85円	64円
	対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦(春まき)	18円	14円	9円	9円	9円	9円	9円	9円
9類	対象麦	145円	125円	106円	86円	66円	47円	27円	14円
10類	対象麦	152円	130円	108円	86円	64円	42円	20円	10円
11類	種子麦	248円	223円	198円	174円	149円	99円	74円	50円
	対象麦及び種子麦以外の麦	27円	20円	14円	14円	14円	14円	14円	14円
12類	対象麦	152円	130円	108円	86円	64円	42円	20円	10円
13類	対象麦	167円	143円	118円	94円	69円	45円	15円	10円
14類	種子麦	217円	195円	174円	152円	130円	109円	87円	65円
	対象麦及び種子麦以外の麦	20円	15円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
16類	対象麦(裸麦)	167円	143円	118円	94円	69円	45円	15円	10円
	種子麦(裸麦)	219円	197円	175円	153円	131円	110円	88円	66円
	対象麦及び種子麦以外の麦(裸麦)	20円	15円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

備考：この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
 1 この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であつて、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
 2 この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
 3 この表において「ビール麦」とは、ビール用の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
 4 この表において「裸麦」とは、ビール用の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。